

京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第17号）の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第18号

京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第17号）の一部を改正する規程

京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程（令和5年3月31日京都市交通局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(給料) 第3条 (略) (1) 会計年度任用職給料表第1			(給料) 第3条 (略) (1) 会計年度任用職給料表第1		
職務 の級	号給	給料月額	職務 の級	号給	給料月額
1級	1号給か ら97号 給まで	中欄に掲げる各号給の数 と京都市交通局職員給与 規程(以下「給与規程」と いう。)別表第1の1企業 職給料表第1(以下、「給 料表第1」という。)にお けるそれぞれ同数の号給 に対応する同表の1級の 欄に掲げる給料月額と同 額	1級	1号給か ら93号 給まで	中欄に掲げる各号給の数 と京都市交通局職員給与 規程(以下「給与規程」と いう。)別表第1の1企業 職給料表(以下、「企業職 給料表」という。)におけ るそれぞれ同数の号給に 対応する同表の1級の欄 に掲げる給料月額と同額

2級	1号給から137号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給料表第1におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額
3級	1号給から117号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給料表第1におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の4級の欄に掲げる給料月額と同額

2級	1号給から149号給まで	中欄に掲げる各号給の数と <u>企業職給料表</u> におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額
3級	1号給から117号給まで	中欄に掲げる各号給の数と <u>企業職給料表</u> におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の4級の欄に掲げる給料月額と同額

(2) 会計年度任用職給料表第2

職務の級	号給	給料月額
1級	1号給から121号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給与規程別表第1の3企業職給料表第5（以下「給料表第5」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
2級	1号給から137号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給料表第5におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額

2～6 (略)

(2) 会計年度任用職給料表第2

職務の級	号給	給料月額
1級	1号給から121号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給与規程別表第1の3 <u>運輸職給料表</u> （以下、「 <u>運輸職給料表</u> 」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
2級	1号給から137号給まで	中欄に掲げる各号給の数と <u>運輸職給料表</u> におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額

2～6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)